

全消発第325号
平成21年10月21日

各 会 員 殿

全 国 消 防 長 会
会 長 新 井 雄 治
(公 印 省 略)

「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置」について

総務省消防庁の「予防行政のあり方に関する検討会（中間報告）」において、「大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策」について対応の考え方が示されました。この中で、各個室の外開き戸が自動的に閉鎖するよう措置することについては、各自治体の火災予防条例の一部改正等に係ることであることから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において審議、検討した結果、別添えのとおり個室型店舗の避難管理として「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」が取りまとめられました。

つきましては、「外開き戸の自動閉鎖措置」について、統一的な運用を図り、防火安全対策を推進する必要があることから、本「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」を参考として、各自治体の実情により対応していただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

別添

「個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案」

問い合わせ先

全国消防長会事業部：牧野・今井

Tel : 03-3234-1321

Fax : 03-3234-1847

E-mail : jigyo-2@fcaj.gr.jp

個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る火災予防条例の一部改正案

(個室型店舗の避難管理)

第〇〇条 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の〇〇市（町・村）火災予防条例第〇〇条の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成 年 月 日までの間は、適用しない。

附帯事項

- 1 本改正は、個室型店舗の避難管理として第〇〇条を加えるものであるが、条例の条項については各市町村の事情によるものとする。
- 2 ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあたっては、各市町村は適切に対応するものとする。
- 3 附則第1項の施行日及び第2項の既存の個室型店舗に係る経過措置については、各市町村の事情によるものとするが、第2項の既存の個室型店舗に係る経過措置については、施行後1年程度として対応することを目安とする。